

令和5年2月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和2年(ワ)第24048号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 令和4年11月17日

判 決
主 文

5

1 被告は、原告に対し、11万円及びこれに対する令和2年10月8日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

2 被告は、別紙投稿記事目録記載の記事を削除せよ。

3 原告のその余の請求を棄却する。

10

4 訴訟費用はこれを10分し、その6を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

5 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

15

1 被告は、原告に対し、220万円及びこれに対する令和2年10月8日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

2 主文2項同旨

第2 事案の概要等

1 事案の概要

20

本件は、宮古島市議会議員の職にあった原告が、被告の発行する全国紙「産経新聞」の記事を掲載するウェブサイトにて平成29年3月22日付けで公開された別紙投稿記事目録記載の記事（以下「本件記事」という。）により名誉を毀損されたと主張して、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償として、慰謝料200万円及び弁護士費用相当額20万円並びにこれらに対する最終不法行為の日である令和2年10月8日（訴状送達の日）から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ）所定の範囲内の年3%

25

の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、人格権に基づき本件記事の削除を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに括弧内に記載した証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。以下、単に「前提事実」という。）

5 (1) 当事者等

ア 原告は、平成29年1月22日に宮古島市議会議員補欠選挙で当選し、同年10月22日の同市議会議員選挙で落選するまで、同市議会議員であった。また、被告が平成29年3月22日に公開した「自衛隊差別発言のA・宮古島市議、当選後に月収制限超える県営団地に入居」と題する記事
10 （本件記事）において言及されている、原告が入居することとなった沖縄県営住宅（以下、単に「県営住宅」という。）への入居を申込んだ当時、原告は、織物業を営む事業所得者であった。

原告の家族は、夫であるB（以下「B」という。）及び原告の子3名である（以下、原告、B及び原告の子3名を総称して「原告世帯」とい
15 う。）。 （甲3、47）

イ 被告は、全国紙である「産経新聞」を発行する株式会社である。

(2) 県営住宅の入居に至る経緯

原告は、平成28年11月28日、県営住宅への入居を申し込むため、申込区分を「子育て」、申込者をB、入居しようとする者を原告、B及び原告の子3名（原告の子3名は、いずれも、申込当時、未就学児である。）、
20 「世帯の所得」を172万9600円・1月当たり1万7466円などと記入した県営住宅入居申込書並びに平成28年6月から同年10月までの期間のBの収入証明書を、沖縄県知事宛てに提出した（以下「本件申込み」ということがある。）。なお、上記収入証明書の右下隅には、上記期間中のBの
25 収入の合計が91万0583円であることを前提に所定の推定計算をすると、「世帯の所得」が172万9600円となる旨に解される手書きの箇所があ

る。(甲3、4)

原告は、平成29年1月22日、宮古島市議会議員補欠選挙に当選し、同市議会議員となった。その後、原告及びBは、同月25日、宮古土木事務所県営住宅担当の職員との間で、県営住宅の入居に関する面談を行った。(甲30～32)

Bは、平成29年1月26日、本件申込みにつき、県営a団地b棟c号への入居を許可されたことから、入居名義人をB、連帯保証人をCとする県営住宅入居誓約書を、沖縄県知事宛てに提出した。その後、原告世帯は、同年2月1日、上記団地に入居した。(甲8)

(3) 本件記事の公開に至る経緯

平成28年6月に宮古島市長が宮古島への自衛隊配備の受入れを表明したことに対し、宮古島市民の一部は反対の声を上げていた。

このような世相の中で宮古島市議会議員となった原告は、宮古島に対する自衛隊配備に反対する立場であった。そして、原告は、平成29年3月9日、自らのSNSにおいて、宮古島へ自衛隊が配備された場合、婦女暴行事件が確実に起こると指摘する旨の記事を投稿した。後に原告は当該記事を撤回したものの、同月21日には、宮古島市議会において、原告に対する辞職勧告決議案が可決される事態に至った。

被告の那覇支局所属(当時)の記者であったD(以下「D記者」という。)は、平成29年3月20日頃に寄せられた情報提供を契機に、宮古島市議会事務局、沖縄県住宅供給公社、住宅情報センター株式会社(以下「住宅情報センター」という。)及び沖縄県住宅課に取材をした上で、同月22日、本件記事を被告が管理するウェブサイトに掲載し、インターネット上に公開した。なお、本件記事は、現在に至るまで、インターネット上に公開されている。(甲1の1・2、乙2の1・2、乙7)

これに対し、原告は、被告に対し、同年4月5日付け抗議文を送付して、

本件記事の公開に対する抗議、本件記事の内容の訂正等を求めた。もっとも、被告が同抗議文に対して回答をすることはなかった。（甲 9～12）

その後、原告は、令和 2 年 9 月 24 日、東京地方裁判所に対し、被告を相手取って、本件訴訟を提起した。

5 (4) 県営住宅の入居に関する法令の定め

県営住宅の入居に関する法令の定めのうち、本件記事に関連するものは、別紙「県営住宅の入居に関する法令の定め」のとおりであり、県営住宅に入居する条件として、公営住宅法施行令 1 条 3 号に規定する収入（以下「政令月収」という。）が入居者又は同居者の属性等に応じた基準額を超えないこと
10 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100 105 110 115 120 125 130 135 140 145 150 155 160 165 170 175 180 185 190 195 200 205 210 215 220 225 230 235 240 245 250 255 260 265 270 275 280 285 290 295 300 305 310 315 320 325 330 335 340 345 350 355 360 365 370 375 380 385 390 395 400 405 410 415 420 425 430 435 440 445 450 455 460 465 470 475 480 485 490 495 500 505 510 515 520 525 530 535 540 545 550 555 560 565 570 575 580 585 590 595 600 605 610 615 620 625 630 635 640 645 650 655 660 665 670 675 680 685 690 695 700 705 710 715 720 725 730 735 740 745 750 755 760 765 770 775 780 785 790 795 800 805 810 815 820 825 830 835 840 845 850 855 860 865 870 875 880 885 890 895 900 905 910 915 920 925 930 935 940 945 950 955 960 965 970 975 980 985 990 995 1000 1005 1010 1015 1020 1025 1030 1035 1040 1045 1050 1055 1060 1065 1070 1075 1080 1085 1090 1095 1100 1105 1110 1115 1120 1125 1130 1135 1140 1145 1150 1155 1160 1165 1170 1175 1180 1185 1190 1195 1200 1205 1210 1215 1220 1225 1230 1235 1240 1245 1250 1255 1260 1265 1270 1275 1280 1285 1290 1295 1300 1305 1310 1315 1320 1325 1330 1335 1340 1345 1350 1355 1360 1365 1370 1375 1380 1385 1390 1395 1400 1405 1410 1415 1420 1425 1430 1435 1440 1445 1450 1455 1460 1465 1470 1475 1480 1485 1490 1495 1500 1505 1510 1515 1520 1525 1530 1535 1540 1545 1550 1555 1560 1565 1570 1575 1580 1585 1590 1595 1600 1605 1610 1615 1620 1625 1630 1635 1640 1645 1650 1655 1660 1665 1670 1675 1680 1685 1690 1695 1700 1705 1710 1715 1720 1725 1730 1735 1740 1745 1750 1755 1760 1765 1770 1775 1780 1785 1790 1795 1800 1805 1810 1815 1820 1825 1830 1835 1840 1845 1850 1855 1860 1865 1870 1875 1880 1885 1890 1895 1900 1905 1910 1915 1920 1925 1930 1935 1940 1945 1950 1955 1960 1965 1970 1975 1980 1985 1990 1995 2000 2005 2010 2015 2020 2025 2030 2035 2040 2045 2050 2055 2060 2065 2070 2075 2080 2085 2090 2095 2100 2105 2110 2115 2120 2125 2130 2135 2140 2145 2150 2155 2160 2165 2170 2175 2180 2185 2190 2195 2200 2205 2210 2215 2220 2225 2230 2235 2240 2245 2250 2255 2260 2265 2270 2275 2280 2285 2290 2295 2300 2305 2310 2315 2320 2325 2330 2335 2340 2345 2350 2355 2360 2365 2370 2375 2380 2385 2390 2395 2400 2405 2410 2415 2420 2425 2430 2435 2440 2445 2450 2455 2460 2465 2470 2475 2480 2485 2490 2495 2500 2505 2510 2515 2520 2525 2530 2535 2540 2545 2550 2555 2560 2565 2570 2575 2580 2585 2590 2595 2600 2605 2610 2615 2620 2625 2630 2635 2640 2645 2650 2655 2660 2665 2670 2675 2680 2685 2690 2695 2700 2705 2710 2715 2720 2725 2730 2735 2740 2745 2750 2755 2760 2765 2770 2775 2780 2785 2790 2795 2800 2805 2810 2815 2820 2825 2830 2835 2840 2845 2850 2855 2860 2865 2870 2875 2880 2885 2890 2895 2900 2905 2910 2915 2920 2925 2930 2935 2940 2945 2950 2955 2960 2965 2970 2975 2980 2985 2990 2995 3000 3005 3010 3015 3020 3025 3030 3035 3040 3045 3050 3055 3060 3065 3070 3075 3080 3085 3090 3095 3100 3105 3110 3115 3120 3125 3130 3135 3140 3145 3150 3155 3160 3165 3170 3175 3180 3185 3190 3195 3200 3205 3210 3215 3220 3225 3230 3235 3240 3245 3250 3255 3260 3265 3270 3275 3280 3285 3290 3295 3300 3305 3310 3315 3320 3325 3330 3335 3340 3345 3350 3355 3360 3365 3370 3375 3380 3385 3390 3395 3400 3405 3410 3415 3420 3425 3430 3435 3440 3445 3450 3455 3460 3465 3470 3475 3480 3485 3490 3495 3500 3505 3510 3515 3520 3525 3530 3535 3540 3545 3550 3555 3560 3565 3570 3575 3580 3585 3590 3595 3600 3605 3610 3615 3620 3625 3630 3635 3640 3645 3650 3655 3660 3665 3670 3675 3680 3685 3690 3695 3700 3705 3710 3715 3720 3725 3730 3735 3740 3745 3750 3755 3760 3765 3770 3775 3780 3785 3790 3795 3800 3805 3810 3815 3820 3825 3830 3835 3840 3845 3850 3855 3860 3865 3870 3875 3880 3885 3890 3895 3900 3905 3910 3915 3920 3925 3930 3935 3940 3945 3950 3955 3960 3965 3970 3975 3980 3985 3990 3995 4000 4005 4010 4015 4020 4025 4030 4035 4040 4045 4050 4055 4060 4065 4070 4075 4080 4085 4090 4095 4100 4105 4110 4115 4120 4125 4130 4135 4140 4145 4150 4155 4160 4165 4170 4175 4180 4185 4190 4195 4200 4205 4210 4215 4220 4225 4230 4235 4240 4245 4250 4255 4260 4265 4270 4275 4280 4285 4290 4295 4300 4305 4310 4315 4320 4325 4330 4335 4340 4345 4350 4355 4360 4365 4370 4375 4380 4385 4390 4395 4400 4405 4410 4415 4420 4425 4430 4435 4440 4445 4450 4455 4460 4465 4470 4475 4480 4485 4490 4495 4500 4505 4510 4515 4520 4525 4530 4535 4540 4545 4550 4555 4560 4565 4570 4575 4580 4585 4590 4595 4600 4605 4610 4615 4620 4625 4630 4635 4640 4645 4650 4655 4660 4665 4670 4675 4680 4685 4690 4695 4700 4705 4710 4715 4720 4725 4730 4735 4740 4745 4750 4755 4760 4765 4770 4775 4780 4785 4790 4795 4800 4805 4810 4815 4820 4825 4830 4835 4840 4845 4850 4855 4860 4865 4870 4875 4880 4885 4890 4895 4900 4905 4910 4915 4920 4925 4930 4935 4940 4945 4950 4955 4960 4965 4970 4975 4980 4985 4990 4995 5000 5005 5010 5015 5020 5025 5030 5035 5040 5045 5050 5055 5060 5065 5070 5075 5080 5085 5090 5095 5100 5105 5110 5115 5120 5125 5130 5135 5140 5145 5150 5155 5160 5165 5170 5175 5180 5185 5190 5195 5200 5205 5210 5215 5220 5225 5230 5235 5240 5245 5250 5255 5260 5265 5270 5275 5280 5285 5290 5295 5300 5305 5310 5315 5320 5325 5330 5335 5340 5345 5350 5355 5360 5365 5370 5375 5380 5385 5390 5395 5400 5405 5410 5415 5420 5425 5430 5435 5440 5445 5450 5455 5460 5465 5470 5475 5480 5485 5490 5495 5500 5505 5510 5515 5520 5525 5530 5535 5540 5545 5550 5555 5560 5565 5570 5575 5580 5585 5590 5595 5600 5605 5610 5615 5620 5625 5630 5635 5640 5645 5650 5655 5660 5665 5670 5675 5680 5685 5690 5695 5700 5705 5710 5715 5720 5725 5730 5735 5740 5745 5750 5755 5760 5765 5770 5775 5780 5785 5790 5795 5800 5805 5810 5815 5820 5825 5830 5835 5840 5845 5850 5855 5860 5865 5870 5875 5880 5885 5890 5895 5900 5905 5910 5915 5920 5925 5930 5935 5940 5945 5950 5955 5960 5965 5970 5975 5980 5985 5990 5995 6000 6005 6010 6015 6020 6025 6030 6035 6040 6045 6050 6055 6060 6065 6070 6075 6080 6085 6090 6095 6100 6105 6110 6115 6120 6125 6130 6135 6140 6145 6150 6155 6160 6165 6170 6175 6180 6185 6190 6195 6200 6205 6210 6215 6220 6225 6230 6235 6240 6245 6250 6255 6260 6265 6270 6275 6280 6285 6290 6295 6300 6305 6310 6315 6320 6325 6330 6335 6340 6345 6350 6355 6360 6365 6370 6375 6380 6385 6390 6395 6400 6405 6410 6415 6420 6425 6430 6435 6440 6445 6450 6455 6460 6465 6470 6475 6480 6485 6490 6495 6500 6505 6510 6515 6520 6525 6530 6535 6540 6545 6550 6555 6560 6565 6570 6575 6580 6585 6590 6595 6600 6605 6610 6615 6620 6625 6630 6635 6640 6645 6650 6655 6660 6665 6670 6675 6680 6685 6690 6695 6700 6705 6710 6715 6720 6725 6730 6735 6740 6745 6750 6755 6760 6765 6770 6775 6780 6785 6790 6795 6800 6805 6810 6815 6820 6825 6830 6835 6840 6845 6850 6855 6860 6865 6870 6875 6880 6885 6890 6895 6900 6905 6910 6915 6920 6925 6930 6935 6940 6945 6950 6955 6960 6965 6970 6975 6980 6985 6990 6995 7000 7005 7010 7015 7020 7025 7030 7035 7040 7045 7050 7055 7060 7065 7070 7075 7080 7085 7090 7095 7100 7105 7110 7115 7120 7125 7130 7135 7140 7145 7150 7155 7160 7165 7170 7175 7180 7185 7190 7195 7200 7205 7210 7215 7220 7225 7230 7235 7240 7245 7250 7255 7260 7265 7270 7275 7280 7285 7290 7295 7300 7305 7310 7315 7320 7325 7330 7335 7340 7345 7350 7355 7360 7365 7370 7375 7380 7385 7390 7395 7400 7405 7410 7415 7420 7425 7430 7435 7440 7445 7450 7455 7460 7465 7470 7475 7480 7485 7490 7495 7500 7505 7510 7515 7520 7525 7530 7535 7540 7545 7550 7555 7560 7565 7570 7575 7580 7585 7590 7595 7600 7605 7610 7615 7620 7625 7630 7635 7640 7645 7650 7655 7660 7665 7670 7675 7680 7685 7690 7695 7700 7705 7710 7715 7720 7725 7730 7735 7740 7745 7750 7755 7760 7765 7770 7775 7780 7785 7790 7795 7800 7805 7810 7815 7820 7825 7830 7835 7840 7845 7850 7855 7860 7865 7870 7875 7880 7885 7890 7895 7900 7905 7910 7915 7920 7925 7930 7935 7940 7945 7950 7955 7960 7965 7970 7975 7980 7985 7990 7995 8000 8005 8010 8015 8020 8025 8030 8035 8040 8045 8050 8055 8060 8065 8070 8075 8080 8085 8090 8095 8100 8105 8110 8115 8120 8125 8130 8135 8140 8145 8150 8155 8160 8165 8170 8175 8180 8185 8190 8195 8200 8205 8210 8215 8220 8225 8230 8235 8240 8245 8250 8255 8260 8265 8270 8275 8280 8285 8290 8295 8300 8305 8310 8315 8320 8325 8330 8335 8340 8345 8350 8355 8360 8365 8370 8375 8380 8385 8390 8395 8400 8405 8410 8415 8420 8425 8430 8435 8440 8445 8450 8455 8460 8465 8470 8475 8480 8485 8490 8495 8500 8505 8510 8515 8520 8525 8530 8535 8540 8545 8550 8555 8560 8565 8570 8575 8580 8585 8590 8595 8600 8605 8610 8615 8620 8625 8630 8635 8640 8645 8650 8655 8660 8665 8670 8675 8680 8685 8690 8695 8700 8705 8710 8715 8720 8725 8730 8735 8740 8745 8750 8755 8760 8765 8770 8775 8780 8785 8790 8795 8800 8805 8810 8815 8820 8825 8830 8835 8840 8845 8850 8855 8860 8865 8870 8875 8880 8885 8890 8895 8900 8905 8910 8915 8920 8925 8930 8935 8940 8945 8950 8955 8960 8965 8970 8975 8980 8985 8990 8995 9000 9005 9010 9015 9020 9025 9030 9035 9040 9045 9050 9055 9060 9065 9070 9075 9080 9085 9090 9095 9100 9105 9110 9115 9120 9125 9130 9135 9140 9145 9150 9155 9160 9165 9170 9175 9180 9185 9190 9195 9200 9205 9210 9215 9220 9225 9230 9235 9240 9245 9250 9255 9260 9265 9270 9275 9280 9285 9290 9295 9300 9305 9310 9315 9320 9325 9330 9335 9340 9345 9350 9355 9360 9365 9370 9375 9380 9385 9390 9395 9400 9405 9410 9415 9420 9425 9430 9435 9440 9445 9450 9455 9460 9465 9470 9475 9480 9485 9490 9495 9500 9505 9510 9515 9520 9525 9530 9535 9540 9545 9550 9555 9560 9565 9570 9575 9580 9585 9590 9595 9600 9605 9610 9615 9620 9625 9630 9635 9640 9645 9650 9655 9660 9665 9670 9675 9680 9685 9690 9695 9700 9705 9710 9715 9720 9725 9730 9735 9740 9745 9750 9755 9760 9765 9770 9775 9780 9785 9790 9795 9800 9805 9810 9815 9820 9825 9830 9835 9840 9845 9850 9855 9860 9865 9870 9875 9880 9885 9890 9895 9900 9905 9910 9915 9920 9925 9930 9935 9940 9945 9950 9955 9960 9965 9970 9975 9980 9985 9990 9995 10000 10005 10010 10015 10020 10025 10030 10035 10040 10045 10050 10055 10060 10065 10070 10075 10080 10085 10090 10095 10100 10105 10110 10115 10120 10125 10130 10135 10140 10145 10150 10155 10160 10165 10170 10175 10180 10185 10190 10195 10200 10205 10210 10215 10220 10225 10230 10235 10240 10245 10250 10255 10260 10265 10270 10275 10280 10285 10290 10295 10300 10305 10310 10315 10320 10325 10330 10335 10340 10345 10350 10355 10360 10365 10370 10375 10380 10385 10390 10395 10400 10405 10410 10415 10420 10425 10430 10435 10440 10445 10450 10455 10460 10465 10470 10475 10480 10485 10490 10495 10500 10505 10510 10515 10520 10525 10530 10535 10540 10545 10550 10555 10560 10565 10570 10575 10580 10585 10590 10595 10600 10605 10610 10615 10620 10625 10630 10635 10640 10645 10650 10655 10660 10665 10670 10675 10680 10685 10690 10695 10700 10705 10710 10715 10720 10725 10730 10735 10740 10745 10750 10755 10760 10765 10770 10775 10780 10785 10790 10795 10800 10805 10810 10815 10820 10825 10830 10835 10840 10845 10850 10855 10860 10865 10870 10875 10880 10885 10890 10895 10900 10905 10910 10915 10920 10925 10930 10935 10940 10945 10950 10955 10960 10965 10970 10975 10980 10985 10990 10995 11000 11005 11010 11015 11020 11025 11030 11035 11040 11045 11050 11055 11060 11065 11070 11075 11080 11085 11090 11095 11100 11105 11110 11115 11120 11125 11130 11135 11140 11145 11150 11155 11160 11165 11170 11175 11180 11185 11190 11195 11200 11205 11210 11215 11220 11225 11230 11235 11240 11245 11250 11255 11260 11265 11270 11275 11280 11285 11290 11295 11300 11305 11310 11315 11320 11325 11330 11335 11340 11345 11350 11355 11360 11365 11370 11375 11380 11385 11390 11395 11400 11405 11410 11415 11420 11425 11430 11435 11440 11445 11450 11455 11460 11465 11470 11475 11480 11485 11490 11495 11500 11505 11510 11515 11520 11525 11530 11535 11540 11545 11550 11555 11560 11565 11570 11575 11580 11585 11590 11595 11600 11605 11610 11615 11620 11625 11630 11635 11640 11645 11650 11655 11660 11665 11670 11675 11680 11685 11690 11695 11700 11705 11710 11715 11720 11725 11730 11735 11740 11745 11750 11755 11760 11765 11770 11775 11780 11785 11790 11795 11800 11805 11810 11815 11820 11825 11830 11835 11840 11845 11850 11855 11860 11865 11870 11875 11880 11885 11890 11895 11900 11905 11910 11

(5) 消滅時効の成否（争点5）

(6) 本件記事の削除の可否（争点6）

4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1（本件記事の公開により、原告の社会的評価が低下したか）について

(原告の主張)

ア 摘示事実

被告は、本件記事を公開したことによって、「原告が宮古島市議会議員に当選した後における原告世帯の所得が条例等で定められた月収制限を超えることになるにもかかわらず、原告が当選する前における原告世帯の所得に基づき入居審査を受けたところ県営住宅への入居が認められ、原告が当選した後に原告世帯が県営住宅に入居した」との事実（以下「原告主張摘示事実」という。）を公然と摘示した。

原告主張摘示事実は、①原告世帯は、原告が当選する前に県営住宅への入居が認められつつも原告の当選によって入居資格を喪失し、そうであるにもかかわらず県営住宅に入居した可能性又は②原告が当選した後に県営住宅の入居に係る審査が行われたが、原告が当選前の所得を申告したことによって、原告世帯が県営住宅への入居を認められた可能性のいずれかを示唆するものである。

イ 社会的評価の低下

いずれの可能性を示唆するにせよ、原告主張摘示事実は、原告が違法な行為をしたとの印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させる。

また、原告主張摘示事実は、県営住宅に入居したい県民が多数おり、入居を待っているという現実がある一方で、市議という立場にあり、入居当時に月収制限を超えていた原告が、入居審査当時には月収制限を超えていなかったことを理由に、県営住宅にそのまま入居したと指摘して、

原告が他の県民に迷惑を掛け、県を困惑させる行動を取る利己的な人物であるとの印象を与えるものであり、この意味においても、原告の社会的評価を低下させる。

(被告の主張)

5 ア 摘示事実

被告が本件記事により原告主張摘示事実を摘示したとの主張は、争う。

被告は、本件記事において、「原告が宮古島市議会議員に当選した後における原告世帯の所得が条例等で定められた月収制限を超えることになるにもかかわらず、原告が当選する前における原告世帯の所得に基づき
10 『既に』入居審査を受けて県営住宅への入居が認められ『ていたので』、原告が当選した後に原告世帯が県営住宅に入居した」との事実（以下「被告主張摘示事実」という。）を摘示したものである。

イ 社会的評価の低下

原告主張摘示事実による示唆として原告が主張する2つの可能性は、い
15 ずれも一般の読者の通常の読み方とは異なる。したがって、本件記事は、原告世帯が違法に県営住宅に入居したと読者に認識させるものではなく、原告の社会的評価が低下するとはいえない。

また、本件記事は、原告世帯の県営住宅への入居の適切性について問題提起するものではあるが、これによって原告の社会的評価が低下する
20 とはいえない。

(2) 争点2（本件記事の公開に係る真実性の抗弁の成否）について

(被告の主張)

原告世帯には、本件申込み当時、小学校就学前の子どもがおり（以下、同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある世帯を「裁量世帯」という
25 （本件条例6条1項2号エ参照）。）、裁量世帯が県営住宅の入居者たる資格を有するというためには、世帯の収入が1月当たり21万4000円を超

えないことが要件であった。

しかしながら、本件記事は、原告世帯が県営住宅に入居した平成29年2月及び本件記事を公開した同年3月の時点において、宮古島市議会議員としての原告の収入を含む原告世帯の1月当たりの収入が、条例等において入居者たる資格を得るために要求されていた基準を超過していると指摘するものである。よって、原告に事業所得上の営業損失が発生したり、原告が宮古島市議会議員としての収入を得られなくなったりしたことによって、現実には、原告世帯の平成29年における1月当たりの収入が上記基準を超過しなかったとしても、本件記事の重要な部分である「原告が宮古島市議会議員選挙に
5
10
15
20
25

当選した後である本件記事公開当時、原告世帯の収入が条例等で定められた月収制限を超えること」の真実性は失われない。

そして、下記のとおり、原告は本件記事が公共の利害に関するものであること及び本件記事の公開が専ら公益を図る目的に出たものであることを争わないから、被告が本件記事を公開したことについて、真実性の抗弁が認められる。

(原告の主張)

本件記事が公共の利害に関するものであること及び本件記事の公開が専ら公益を図る目的に出たものであることは、争わない。

しかしながら、原告が宮古島市議会議員に当選して原告世帯が県営住宅に入居した平成29年において、その世帯の収入は、1月当たり19万1168円であった。よって、原告世帯は、原告の当選後の所得を基準として、県営住宅の入居者たる資格を有していたのであるから、本件記事の重要な部分である「原告が宮古島市議会議員選挙に当選した後である本件記事公開当時、原告世帯の収入が条例等で定められた月収制限を超えること」との点は真実
20
25

ではない。

したがって、被告が本件記事を掲載したことについて、真実性の抗弁は認

められない。

(3) 争点3 (本件記事の公開に係る真実相当性の抗弁の成否) について
(被告の主張)

5 本件記事を執筆したD記者は、宮古島市議会事務局、沖縄県住宅供給公社、
住宅情報センター及び沖縄県住宅課に架電して取材して、宮古島市議会議員
の収入、県営住宅の入居者たる資格に係る収入の基準を確認したほか、県営
住宅の指定管理者である住宅情報センターの担当者及び沖縄県の担当者のい
10 ずれにおいても、宮古島市議会議員当選後の原告世帯の収入が上記基準を超
過するとの認識を有していることを確認した。また、D記者は、沖縄県住宅
課に対する取材を通じて、一般に、入居者の収入が条例等で定められた月収
制限を超過した後に3年以上居住した場合には、明渡しの努力義務が発生す
ること、5年以上居住した場合には、沖縄県が入居者に対して明渡しを求め
ることを確認していたから、原告世帯に退去義務が生じる時期は、しばらく
先であると認識していた。

15 そして、原告世帯の平成29年における1月当たりの収入が上記基準を超
過しなかったのだとしても、これは、本件記事が公開された後における事情
である、原告に営業損失が発生したことや、原告が宮古島市議会議員として
の収入を得られなくなったことを考慮したことによるものであって、本件記
事の執筆当時に考慮することはほぼ不可能である。

20 したがって、被告が、本件記事の重要な部分である「原告が宮古島市議会
議員選挙に当選した後である本件記事公開当時、原告世帯の収入が条例等で
定められた月収制限を超えること」について真実であると信じたことは、確
実な資料、根拠に照らして相当であったというべきであって、さらに、下記
のとおり、原告は本件記事が公共の利害に関するものであること及び本件記
25 事の公開が専ら公益を図る目的に出たものであることを争わないから、被告
が本件記事を掲載したことについて、真実相当性の抗弁が認められる。

(原告の主張)

上記(2) (原告の主張) のとおり、本件記事が公共の利害に関するものであること及び本件記事の公開が専ら公益を図る目的に出たものであることは、争わない。

5 しかしながら、本件記事を公開するに当たり、本件記事を執筆したD記者は、原告の夫であるBの所得及び収入、原告世帯の家族構成、原告世帯におけるその余の収支並びに県営住宅への入居許可に係る収入基準の計算方法について、慎重な裏付け取材を尽くしていない。特に、D記者が、本件記事が公開された平成29年3月当時、原告を取材することによって、原告にす
10 で発生していた営業損失の存在を知ることができたにもかかわらず、原告に取材をしなかったことや、沖縄県住宅課の職員が、取材をしたD記者に対し、原告の収入が確定していないため原告世帯に退去義務が発生するか否か確答しなかったにもかかわらず、本件記事を執筆した経緯からすれば、D記者が慎重な裏付け取材を行わなかったことは明らかである。

15 さらに、本件記事が公開された平成29年3月当時、原告が同年10月に予定されていた宮古島市議会議員選挙に出馬することは確定していなかった。

 以上の事実によれば、被告が、「原告が宮古島市議会議員選挙に当選した後である本件記事公開当時、原告世帯の収入が条例等で定められた月収制限を超えること」について真実であると信じたことが、確実な資料、根拠に照
20 らして相当であったということはできない。

 したがって、被告が本件記事を掲載したことについて、真実相当性の抗弁は認められない。

(4) 争点4 (損害の発生及びその数額) について

(原告の主張)

25 原告は、本件記事の公開によって極めて著しい社会的評価の低下を被り、また、強い精神的苦痛を受けた。また、本件記事は、平成29年3月22日

から現在に至るまで、インターネット上に広く公開されている。

原告の被った損害に係る慰謝料は、200万円を下らない。また、本件訴訟を進行するために要した弁護士費用は、上記損害額の1割に相当する20万円である。

5 (被告の主張)

否認し、争う。

(5) 争点5 (消滅時効の成否) について

(被告の主張)

10 被告が本件記事をインターネット上に公開したのは平成29年3月22日であり、本件訴訟提起の日(令和2年9月24日)においてすでに3年間を経過しているため、被告は、消滅時効を援用する。したがって、原告の請求は全て認められない。

15 仮に、本件記事が現在においてもインターネット上に公開されていることから、被告が継続的不法行為をしているものと評価するとしても、時々刻々と原告に発生している損害のうち、本件訴訟提起の日から遡って3年超の期間(平成29年3月22日から平成29年9月23日)に発生した損害に係る請求権について、被告は消滅時効を援用する。したがって、原告に認められる損害は、本件記事の掲載から半年以上が経過した平成29年9月24日以降に発生したものに限られ、被告が賠償すべき慰謝料の額は、名目的なものに止まる。

20

(原告の主張)

被告は、現在に至るまで本件記事をインターネット上に公開しているのであって、継続的不法行為をしているというべきであるから、本件訴訟提起の日において、消滅時効が完成していたとはいえない。

25

また、インターネットを通じてなされる名誉毀損は、そのような表現を含む記事の公開を終了するまでの期間を通じた1個の不法行為というべきであ

り、一部について消滅時効を援用することはできないというべきである。

したがって、被告の上記主張は、いずれの点においても理由がない。

(6) 争点6 (本件記事の削除の可否) について

(原告の主張)

5 本件記事は、現職の市議会議員であるにもかかわらず、意図的に条例に反する違法行為を行い、指摘を受けても居直る人物であるとの印象を読者に与えるものであるから、本件記事の公開によって原告が被る不利益は大きい一方、その内容が真実ではなく、真実であると信じたことにつき相当性がない上に、被告の創作も含まれていることから、本件記事が表現行為として有する価値はほとんどない。

10

したがって、上記(1) (原告の主張) のとおり原告の名誉を毀損する本件記事は、削除されるべきである。

(被告の主張)

否認し、争う。

15 第3 当裁判所の判断

1 争点1 (本件記事の公開により、原告の社会的評価が低下したか) について

(1) ある記事の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうか

20

は、当該記事についての一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきものである(最高裁昭和29年(オ)第634号同31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照)。前提事実(1)ア及び(3)並びに証拠(甲1の1・2)によれば、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準にすると、本件記事は、「県営住宅に係る定めによれば、その申込資格は申込者及びその同居親族の各所得を合計して1月当たり15万8000円以下であること」並びに「原告世帯は、県営住宅入居当時である平成29年において、1月当たり約31万円の所得を得ているため上記定めによる月収制限を大幅に上回るものの、何らかの理由により入居年ではない平成27

25

年度の所得を基準として県営住宅への入居が許可されていること」という事実（以下「本件摘示事実」という。）を摘示するものであると認められる。

本件摘示事実は、公人であって法令等を遵守すべき立場にある原告が、①本件申込み当時には有していた入居資格を、後に喪失したにもかかわらず、
5 なお県営住宅に居住しているか、②そもそも入居資格を有していないにもかかわらず、過年度の所得を申告して県営住宅に居住している点において、県営住宅に係る定めに反する行為をしていると理解されるものであり、原告の社会的評価を低下させるものと認められる。

(2) これに対し、被告は、本件記事において、「原告が宮古島市議会議員に当
10 選した後における原告世帯の所得が条例等で定められた月収制限を超えることになるにもかかわらず、原告が当選する前における原告世帯の所得に基づき『既に』入居審査を受けて県営住宅への入居が認められ『ていたので』、原告が当選した後原告世帯が県営住宅に入居した」という被告主張摘示事実を摘示したものであり、原告が入居資格を有していたこと自体は認めつつ、
15 入居時の原告世帯の収入が県営住宅の月収制限を超えるにもかかわらず、生活困窮者のための県営住宅に市議である原告が入居することは、県営住宅の趣旨に反する旨の問題提起をしたものと主張するが、本件記事のタイトルは「当選後に月収制限超える県営団地に入居」というものであって、原告が適法に入居資格を得ていたことは何ら窺われるものではないし、「A氏は当選
20 前の平成27年度の所得に基づき入居が認められ、今年2月に入居した」との記載も、市議の月収が県営住宅の申込資格を上回る旨が記載された後に、原告の申込の時期を特定することなく記載されていることから、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすると、原告が適法に入居資格を得ていたものと理解することは困難であり、前記(1)のとおり、理解されるものと認め
25 られる。

また、被告は、公人の特定の行為につき違法性を指摘する記事を掲載する

場合には、特定の法令の名称を挙げた上で「条例違反のおそれ」などという見出しを付すことから、そのような見出しのない本件記事においては、原告の条例違反を指摘するものではないと主張する。しかしながら、一般の読者が、見出しに「条例違反のおそれ」などとの文言が付されていない場合には違法性を指摘しない記事であると理解するとは認められず、被告の上記主張は、前記(1)の認定を左右するものではない。

2 争点2（本件記事の公開に係る真実性の抗弁の成否）について

(1) 事実を摘示しての名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があつたときには、上記行為には違法性がなく、不法行為を構成しない（最高裁昭和37年(オ)第815号同41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁、最高裁昭和56年(オ)第25号同58年10月20日第一小法廷判決・裁判集民事140号177頁、最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁等参照）。そして、原告は、本件記事の公開が公共の利害に関する事実に係ること及びその公開の目的が専ら公益を図ることにあつたことを争わないから、本件記事の公開に係る違法性の存否を判断するに当たっては、本件摘示事実の重要な部分について真実であるか否かが問題となるので、以下検討する。なお、被告は、本件記事により摘示された事実が被告主張摘示事実であることを前提として、「原告の宮古島市議会議員選挙に当選した後である本件記事公開当時、原告世帯の収入が条例等で定められた月収制限を超えること」を本件記事の重要部分として真実性の抗弁を主張するが、本件記事により摘示された事実が本件摘示事実であつた場合には、それを前提とした真実性の抗弁を主張する趣旨を含むものと解される。

(2) 月収制限を超過していたとの摘示事実の真実性について

ア まず、本件摘示事実の重要な部分の1つは、「原告世帯が、県営住宅の

入居に係る月収制限を超える政令月収を得ているにもかかわらず、県営住宅に入居したこと」である。しかしながら、原告世帯に適用される入居の条件及び原告世帯の政令月収に係る以下の検討から明らかであるとおおり、この点は真実であるとはいえない。

5 イ 前提事実(2)及び(4)によれば、原告が本件申込みをした当時、原告世帯には未就学児がいたことから、原告世帯が県営住宅に係る入居条件を具備するためには、政令月収が21万4000円を超えないことが基準となっていたと認められる。

10 ウ また、前提事実(4)及び証拠(甲5)によれば、原告世帯において政令月収を算定するに当たっては、入居者及び同居者の過去一年間における所得税法の規定に基づき算定した所得金額の合計から、同居者1人につき38万円を減じ、更にこれを12で除することが必要である。

15 入居者であるBについてみると、証拠(甲3～5)によれば、Bは、県営住宅の入居申込みをした前年である平成27年6月以降において、特定非営利活動法人dのe教室管理者として給与所得を得ていること、住宅情報センターが作成した「県営住宅空き家待ち 入居者募集のしおり」によれば、給与所得者のうち前年又は申込みをした年に現在の勤務先へ中途就職し、勤続期間が12か月に満たない者の年間総収入金額については、「勤務した翌月から申込日の前月までの総収入金額をもとに、収入証明書記載の総収入金額から支払を受けた賞与を減じた金額を収入証明書記載の勤務月数で除し、これに12を乗じた上で、支払を受けた賞与を加える」との方法により計算するものとされていること、給与所得者である入居者及び同居者の総収入金額が162万4000円以上659万9999円以下であるときは、「同金額を4000で除し小数点以下を切り捨てた上で、これに4000を乗ずる」端数整理をした上で、
20
25 この端数整理後の年間総収入金額が180万円以上359万9999円

以下であるときは、「これに0.7を乗じて18万円を控除して所得金額を計算する」ものとされていることが認められる。以上を前提に計算したBの所得金額は、172万9600円である。

そして、原告世帯の同居者は原告及び原告の子3名の合計4名であるから、原告世帯の政令月収を計算すると、Bの所得金額である172万9600円から、同居者4名についてそれぞれ38万円（合計152万円）を減じ、これを12で除した1万7466円となる。

エ 前記イ及びウによれば、原告世帯においては、県営住宅の入居に係る月収制限である21万4000円を超える政令月収を得ていなかったと認められるから、本件摘示事実の重要な部分である「原告世帯が、県営住宅の入居に係る月収制限を超える収入を得ているにもかかわらず、県営住宅に入居したこと」は、真実であるとはいえない。

(3) 平成29年における原告の所得に係る摘示事実の真実性について

ア 本件摘示事実の重要な部分としては、「原告世帯は、県営住宅入居当時である平成29年において、入居にかかる月収制限を超える政令月収を得ていること」との点も挙げられる。

イ しかしながら、前提事実(4)のとおり、本件条例によれば、県営住宅の入居申込みに当たっては、申込みから遡って過去一年間の「収入」が考慮されること、入居者の入居許可後の収入が本件条例6条所定の基準を超えるときには、直ちに入居資格が失われるのではなく、引き続き3年以上入居しているときに収入超過者と認定された上で明渡しの努力義務が発生するとどまること（本件条例29条、30条）から、原告の県営住宅の入居資格の認定に当たり、入居時である平成29年における原告世帯の収入を考慮することは、それ自体誤りである。

また、前提事実(4)及び弁論の全趣旨によれば、入居者は、一年間の所得金額が確定した後、沖縄県知事に対して収入を申告し、これに基づき

収入超過者と認定すべきか否かの審査を受けるところ（本件条例15条、29条）、原告世帯が県営住宅に入居した事実を報じた本件記事の公開当時には、約7か月後に宮古島市議会議員選挙が予定されていた上、公開前日には宮古島市議会で原告に対する辞職勧告決議案が可決されていたというのであり、原告が1年間にわたって宮古島市議会議員としての議員報酬を得られるか否かは不確定であったから、この時点において「月収制限を超える」旨の確定的な見込があったともいえないのであり、この点においても本件摘示事実には誤りがある（なお、前提事実(5)のとおり、平成29年における原告世帯の所得金額を踏まえて計算した政令月収は19万1168円であり、裁量世帯の基準額である21万4000円を超えないから、「原告世帯が、平成29年において、月収制限を超える収入を得ていること」は、結果的にも誤りであった。）。

ウ したがって、本件摘示事実の重要な部分である「原告世帯は、県営住宅入居当時である平成29年において、入居にかかる月収制限を超える収入を得ていること」についても、真実であるとはいえない。

(4) 小括

以上によれば、本件摘示事実の重要な部分は真実であるとは認められないから、本件記事の公開に違法性がないとして不法行為を構成しないとはいえない。

3 争点3（本件記事の公開に係る真実相当性の抗弁の成否）について

(1) 事実を摘示しての名誉毀損にあつては、摘示された事実が真実であることの証明がないときにも、行為者において右事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定される（前掲最高裁昭和41年6月23日第一小法廷判決、前掲最高裁昭和58年10月20日第一小法廷判決、前掲最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決参照）。そして、上記2(1)と同様、原告は、本件記事の公開が公共の利害に関する事実に係ること

及びその公開の目的が専ら公益を図ることにあったことを争わないから、本件記事の公開に係る違法性の存否を判断するに当たっては、本件摘示事実の重要な部分について真実と信ずるについて相当の理由があったか否かが問題となるので、以下検討する。なお、被告は、本件記事により摘示された事実が被告主張摘示事実であることを前提として、「原告の宮古島市議会議員選挙に当選した後である本件記事公開当時、原告世帯の収入が条例等で定められた月収制限を超えること」を本件記事の重要部分として真実相当性の抗弁を主張するが、本件記事により摘示された事実が本件摘示事実であった場合には、それを前提とした真実相当性の抗弁を主張する趣旨を含むものと解される。

(2) 本件記事の公開に至るD記者の取材経緯について

本件記事の公開に至るまでにD記者がした取材の経緯について、前提事実(2)及び(3)並びに証拠(甲1(枝番含む)、乙2(枝番含む)、7、証人D)及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実(以下、単に「認定事実」という。)が認められる(なお、鍵括弧を付した文言は、D記者の取材ノートの表記のとおり摘示するものである。また、本項においては、特に断らない限り、日付はいずれも平成29年のものである。)

ア D記者は、3月20日の数日前、沖縄県宮古島市の住民より、宮古島市議会議員である原告が県営住宅に入居していることにつき、近隣住民から疑問の声が上がっている旨の情報提供を受けた。これを受けて、D記者は、原告の県営住宅に係る取材を開始した。(乙7、証人D)

イ D記者は、宮古島市議会事務局に架電し、宮古島市議会議員の報酬が月額34万2000円であること、1月22日に宮古島市議会議員補欠選挙に当選した原告が同年2月22日に受給した同月までの報酬の合計額が62万1550円であることなどを確認したが、原告の連絡先については確認しなかった。(乙2(枝番含む)、7、証人D)

ウ D記者は、沖縄県住宅供給公社のウェブサイトを開覧し、県営住宅の入居資格は、入居者の月収が15万8000円以下であるか、未就学児がある世帯（裁量世帯）である場合には入居者の月収が21万4000円以下であるかのいずれかであるときに認められることを確認した。

5 その後、D記者は、沖縄県住宅供給公社に架電し、県営住宅の指定管理者が住宅情報センターであること、住宅情報センターの担当者及び連絡先を知った。

（乙7、証人D、弁論の全趣旨）

10 エ D記者は、住宅情報センターに架電し、原告の県営住宅の入居に係る取材をした。住宅情報センターの担当者への取材を通じ、D記者は、原告が県営住宅への入居の前年度である平成27年度の所得に基づき入居が認められていること、原告が入居前は宮古島市議会議員でなかったことから、平成27年度の所得に基づき収入を計算していたところ、議員報酬に基づき「かりさんてい（判決注・「仮算定」の趣旨と解される。）」した場合には「収入オーバー」となることから、沖縄県に相談して判断を仰いだとの事情に接した。（乙2（枝番含む）、7、証人D、弁論の全趣旨）

15 オ さらに、D記者は、沖縄県住宅課に架電し、原告の県営住宅の入居に係る取材をした。沖縄県住宅課の担当者への取材を通じ、D記者は、原告が平成27年度の所得証明書を提出して県営住宅への入居を認められたこと、
20 入居資格の判断に当たっては、入居者の所得及び同居者の人数によって定まる控除額が考慮の対象となること、仮に「小さな子供がいると」、県営住宅の「入居要件」が21万4000円となること、県営住宅への入居時点において「まだ収入（判決注：原告の平成29年の1年間の所得金額又はそれに基づき計算される収入）かくていしてないので言えない（判決注：断言できないとの趣旨と解される。）」が、入居資格である月収制限を「上回るかくりつはきわめて高い」こと、県営住宅の入居が3年以上と

なる場合に入居資格である月収制限を超えていた場合には、入居者に明渡義務が発生すること、更に四、五年目にも「高額な収入」が継続すれば、本件条例 29 条に基づき、沖縄県が原告世帯に対して明渡しを求めることとなることとの事情に接した。(乙 2 (枝番含む)、7、証人 D、弁論の全趣旨)

5

カ D 記者は、原告の市議当選後の原告世帯の政令月収が入居条件を上回ることにつき、住宅情報センター及び沖縄県住宅課の各担当者が同一の認識を示しているため、情報に信ぴょう性があると判断し、3月22日、本件記事を執筆した。

10

被告のウェブサイト进行管理する編集長が本件記事の内容を確認し、D 記者の確認も経た上で「自衛隊差別発言の A・宮古島市議、当選後に月収制限を超える県営団地に入居」との見出しを付し、被告のウェブサイト上に本件記事を公開した。

(甲 1 (枝番含む)、乙 7、証人 D、弁論の全趣旨)

15

(3) 平成 29 年における原告の所得に係る摘示事実について

ア 本件摘示事実の重要な部分の一つである「原告世帯は、県営住宅入居当時である平成 29 年において、入居にかかる月収制限を超える政令月収を得ていること」との点について検討すると、前記(2)の認定事実によれば、D 記者は、入居資格に係る月収制限が 15 万 8000 円以下又は 21 万 4000 円以下であること、「小さな子供」を同居者に含む場合には 21 万 4000 円以下の基準が適用されることは、取材によって確認していたものの、原告世帯において適用される基準がいずれであるかについては確認していない。

20

前記 1 (1) のとおり、本件記事は、原告世帯の政令月収に着眼したものであり、原告世帯の政令月収を比較すべき基準を特定することは基本的な取材事項であると考えられ、本件記事においても、現に「県営住宅に係る

25

定めによれば、その申込資格は1月当たり15万8000円以下であること」という政令月収に係る基準を摘示している。そして、このような取材事項は、沖縄県住宅課や住宅情報センターに問合せをしたり、原告本人又は宮古島市議会事務局に質問状を送付したりするなどの取材を試みることで、5
により容易に明らかにできた可能性が高い。にもかかわらず、そのような取材を行わず、原告世帯の政令月収を比較すべき基準について、裁量世帯の政令月収の基準が21万4000円以下であることを認識していたにもかかわらず、上記のとおり、一般の読者をして原告世帯に15万8000円以下の基準が適用されるものと理解される不正確な摘示を行ったものであり、10
本件記事に係る被告の取材は、基本的な取材事項の取材を欠いた不十分なものであったというほかない。

また、前記(2)の認定事実によれば、住宅情報センター及び沖縄県住宅課の各担当者は、いずれも、原告が平成29年の1年間にわたって宮古島市議会議員としての報酬を得続けると仮定した場合には本件条例所定の月収制限を上回る可能性があることを指摘したにすぎず、15
D記者が取材した当時においてすでに月収制限を上回っていることや、今後確実に上回ることまでを断定的に指摘したものではない。他方、前記2(3)イのとおり、本件記事の公開当時には、約7か月後に宮古島市議会議員選挙が予定されていた上、公開前日には宮古島市議会では原告に対する辞職勧告決議案が可決されていたという事情があり、原告が1年間にわたって宮古島市議会議員としての議員報酬を得られるか否かは不確定な状況に20
あった。

イ そうすると、被告は基本的な取材事項につき取材を尽くしたものと認められないし、原告が平成29年の1年間にわたって宮古島市議会議員としての議員報酬を得られるか否かは不確定な状況にあったにもかかわらず、25
平成29年の1年間にわたって宮古島市議会議員としての議員報酬を得ら

れると仮定した場合の見通しに安易に依拠したものと認められ、被告が本件摘示事実のうち前記アの「原告世帯は、県営住宅入居当時である平成29年において、入居にかかる月収制限を超える政令月収を得ていること」につき真実であると誤信したことには、確実な資料、根拠に照らし相当の理由があったとは認められない。

(4) 小括

以上によれば、本件摘示事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当の理由があるとは認められないから、本件記事の公開に故意又は過失がないとはいえない。

4 争点4（損害の発生及びその数額）及び争点5（消滅時効の成否）について

(1) 本件記事は、公開当時、宮古島市議会議員という公人であった原告が、低所得者の入居を想定している県営住宅への入居について、法令に違反する行為を行って不正に入居した可能性を示唆するものであり、原告の社会的評価を大きく低下させたというべきである。また、前提事実(3)及び証拠（乙3、原告本人）によれば、原告は、本件記事の公開当時、自衛隊配備に関するSNSにおける発言によって世間の耳目を集めており、公開直後における本件記事のページビュー数が4万件を超えたこと、本件記事は公開から一定期間経過後はほとんど閲覧されていないものの、公開から4年以上が経過した現在においても被告の管理するウェブサイトにおいて公開されていることの各事実が認められることからすると、本件記事は相当数の読者に閲覧されたといえるから、このような点からみても、原告が被った社会的評価の低下及び精神的苦痛の程度は大きい。

これらに加えて、前記3において説示したとおり、D記者が十分な取材を尽くさないまま、本件記事が被告の管理するウェブサイト公開されたことは、慰謝料を算定するに当たり無視できない。

(2) もっとも、本件記事のように、インターネット上に継続して公開されてい

る記事等による名誉毀損については、当該記事等が検索等によって容易にアクセスし得る状態に置かれていることから、日々新たな読者が生じ得て、これにより原告の精神的苦痛が継続的に発生し得るものというべきであるが、本件記事の公開によって発生する精神的苦痛は、これを不可分一体のものとして把握しなければならないものとはいえない。そして、前提事実(3)及び証拠（原告本人）によれば、原告は本件記事の公開された日のうちに公開の事実を認識し、翌月には被告に対して抗議文を提出して、半年を経過しない間に弁護士に法律相談をしたことが認められ、原告が本件記事の公開を知った時点において、被告に対する損害賠償請求権の行使を妨げるべき事情があったものとは認められない。そうすると、本件記事の公開によって継続的に発生する損害賠償請求権の消滅時効は、本件記事の公開を認識した時点又は損害が発生した時点のいずれか遅い時点から進行を始めると解するのが相当である。

そして、原告が本件記事の公開を認識した日が平成29年3月22日であり、本件訴訟を提起した日が令和2年9月24日であることから、本件記事の公開により平成29年9月23日までに発生した損害に係る損害賠償請求権については、消滅時効が完成したところ、被告は、令和3年3月18日到達の同月23日付け第1準備書面をもって、上記消滅時効を援用するとの意思表示をした。

(3) 以上を総合考慮すると、平成29年9月24日以降の本件記事の公開の継続により発生した精神的苦痛に対する慰謝料は、10万円をもって相当と認める。

また、原告は、本件訴訟の追行を弁護士に依頼することを余儀なくされたところ、事案の難易、請求額、認容された額その他諸般の事情を斟酌すると、弁護士費用のうち1万円は、平成29年9月24日以降の本件記事の公開の継続と相当因果関係のある損害と認められる。

5 争点6 (本件記事の削除の可否) について

前提事実(3)のとおり、本件記事は、現在に至るまで継続してインターネット上に掲載されており、原告の人格権が侵害され続けているものといわざるを得ないから、被告に対し、その削除を命じるのが相当である。

5 第4 結論

以上によれば、原告の請求は主文1項及び2項の限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

10 東京地方裁判所民事第43部

裁判長裁判官 古 庄 研

15 裁判官 廣 瀬 仁 貴

裁判官 石 原 拓

別紙投稿記事目録につき省略

(別紙)

県営住宅の入居に関する法令の定め

- 1 沖縄県県営住宅の設置及び管理に関する条例（沖縄県昭和48年条例第45号。以下「本件条例」という。甲2）

5 (用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 県営住宅 県公営住宅及び県改良住宅をいう。

10 (2) 県公営住宅 県が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。

(3)～(5) (省略)

(6) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。

15 (7)・(8) (省略)

(入居者の資格)

第6条 県公営住宅に入居する者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) (省略)

20 (2) その者の収入がアからカまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからカまでに定める金額を超えないこと。

ア～ウ (省略)

エ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 214,000円

25 オ (省略)

カ アからオまでに掲げる場合以外の場合 158,000円

2～4 (省略)

(入居の申込み及び決定)

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で県公営住宅に入居しようとする者は、知事の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2・3 (省略)

(収入の申告等)

第15条 入居者は、毎年度、知事に対し、収入を申告しなければならない。

2 前項の規定による収入の申告は、省令7条に規定する方法によるものとする。

3 知事は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 (省略)

(収入超過者等に対する認定)

第29条 知事は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入が第6条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が県公営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2・3 (省略)

(明渡しの努力義務)

第30条 収入超過者は、その者の入居している県公営住宅を明け渡すように務めなければならない。

2 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「本件政令」という。

甲35)

(用語の定義)

第1条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 (省略)

三 収入 入居者及び同居者の過去一年間における所得税法（昭和40年法律第33号）第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額（（省略）以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

イ (省略)

ロ 同居者又は所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者（（省略））若しくは同項34号に規定する扶養親族（（省略））で入居者及び同居者以外のもの1人につき38万円

ハ～ト (省略)

3 所得税法（昭和40年法律第33号）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三十二 (省略)

三十三 同一生計配偶者 居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（省略）のうち、合計所得金額が48万円以下である者をいう。

三十三の二 (省略)

三十四 扶養親族 居住者の親族（その居住者の配偶者を除く。）（省略）でその居住者と生計を一にするもの（省略）のうち、合計所得金額が48万円以下である者をいう。

三十四の二～四十八 (省略)

2 (省略)